



国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ  
 平成27年10月～平成30年9月までに限り  
 納付可能期間が5年に延長されています

窓口  
 サービス課  
 国民年金係  
 ☎973-5498

## 後納制度について

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成27年の10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が5年に延長（「後納制度」といいます）されています。

過去5年以内の保険料を納めていたことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができま

## よくある質問Q&A

**Q1** 5年前の保険料が払えるの？

**A1** 国民年金に加入していた期間で、納付済・免除期間を除き時効となつた5年以内の期間の納付ができるようになっていきます。

したがって、平成29年9月時点では、平成24年9月分以降の納められなかった保険料を納めることができます。なお、時効になっていない2年以内の

期間について、保険料の滞納がある場合には、併せて納付していただきますようお願いいたします。

**Q2** 当時の保険料額のまま支払えるの？

**A2** お申込みいただいた年度から起算して3年度目以降に保険料をお支払いいただく場合、当時の金額に「加算額」を加えた保険料を納付することになります。

（例）平成29年度にお申込みの場合、平成26年度分以前の保険料に加算が付きま

**Q3** 現在、老齢基礎年金を受給中であるが、年金額を増額したいので5年遡って保険料を納付できるの？

**A3** 後納制度は、65歳未満で老齢基礎年金をお受取りになっていない方が対象になりますので、すでに老齢基礎年金をお受取りになっている方（繰上請求を含む。）はご利用いただけません。

※65歳以上で年金受給権のない方は一部対象になります。

## 後納制度をご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方
- 5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方
- ② 60歳以上65歳未満の方
- ①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方
- ③ 65歳以上の方
- 年金受給資格がなく任意加入中の方など

## 後納保険料のお申込みについて

後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みをいただき審査させていただきます。ただし、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「**ねんきん加入者ダイヤル**」へお問い合わせください。

## ◆お問い合わせ◆

『ねんきん加入者ダイヤル』

☎0570-0003-0004

## 免除期間をお持ちの方へ

### 「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間は、後納制度をご利用いただけません。

納付を希望する場合は、**10年以内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。**

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格に算入されませんが、受け取る年金額は全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。将来、受け取る年金額を増額するために、追納をおすすめします。

※免除等の承認を受けた3年度目以降に追納すると、当時の保険料に**加算額**が付きま

## ◎追納のお申込みは

市役所国民年金係または、コザ年金事務所（☎933-2267）へご相談ください。

